

神 埼 市 地 域 防 災 計 画



神 埼 市 防 災 会 議

神崎市地域防災計画

平成18年	3月	作成
平成21年	6月	修正
平成22年	6月	修正
平成24年	10月	修正
平成26年	6月	修正
平成27年	6月	修正
平成28年	5月	修正
平成29年	5月	修正
平成30年	5月	修正
令和元年	5月	修正
令和2年	10月	修正
令和3年	5月	修正
令和4年	9月	修正
令和5年	7月	修正
令和6年	12月	修正

■ 目 次

■ 第 1 編 総則

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 3 節	計画の構成	1
第 4 節	防災の基本理念	2
第 5 節	計画の推進	2

第 2 章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 節	実施責任	4
第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱	5

第 3 章 神埼市の概況

第 1 節	自然的環境	14
第 2 節	社会的環境	15

■ 第 2 編 風水害対策

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	16
第 2 節	計画の性格	16
第 3 節	防災の基本理念	16
第 4 節	これまでの風水害被害	17
第 5 節	計画の前提	18

第 2 章 災害予防対策計画

第 1 節	安全・安心な市土づくり	19
第 2 節	災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	28
第 3 節	防災思想・知識の普及	62
第 4 節	防災営農体制の確立	71
第 5 節	技術者の育成・確保	71
第 6 節	孤立防止対策計画	71

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制	73
第 2 節	災害発生直前対策	84
第 3 節	災害情報の収集・連絡、報告	88
第 4 節	労務確保計画	97
第 5 節	従事命令及び協力命令	97

第6節	自衛隊災害派遣要請計画	99
第7節	応援協力体制	105
第8節	通信計画	111
第9節	救助活動計画	113
第10節	保健医療福祉活動計画	116
第11節	救急活動計画	121
第12節	惨事ストレス対策	122
第13節	水防活動計画と二次災害の防止活動	122
第14節	避難計画	123
第15節	応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	130
第16節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	132
第17節	交通及び輸送対策計画	134
第18節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	139
第19節	災害広報、被災者相談計画	147
第20節	文教対策計画（教育関係機関）	149
第21節	公共施設等の応急復旧計画	153
第22節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	154
第23節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	156
第24節	福祉サービスの提供計画	156
第25節	ボランティアの活動対策計画	158
第26節	外国人対策	160
第27節	帰宅困難者対策	160
第28節	義援物資、義援金対策計画	161
第29節	災害救助法の適用	162
第30節	行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬	164
第31節	廃棄物の処理計画	166
第32節	防疫計画	168
第33節	保健衛生計画	170
第34節	こころのケア対策	170
第35節	病虫害防除、動物の管理等計画	171
第36節	応急金融対策（県計画）	172
第37節	孤立地域対策活動	173
第38節	生活再建対策	173
第39節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	173
 第4章 災害復旧・復興計画		
第1節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	175
第2節	被災者の生活再建等への支援	177
第3節	地域の経済復興の推進（県）	182

■ 第3編 震災対策

第1章 総則

第1節	計画の目的	183
第2節	地震に関する佐賀県の特徴	183
第3節	被害想定	186

第2章 地震災害対策

第1節	災害予防対策計画	194
第2節	災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	205
第3節	防災思想・知識の普及	241
第4節	技術者の育成・確保	249
第5節	孤立防止対策計画	250

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制	251
第2節	地震の情報伝達	258
第3節	災害情報の収集・連絡、報告	263
第4節	労務確保計画	271
第5節	従事命令及び協力命令	271
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	273
第7節	応援協力体制	279
第8節	通信計画	285
第9節	救助活動計画	287
第10節	保健医療福祉活動計画	290
第11節	消防活動計画	295
第12節	救急活動	297
第13節	惨事ストレス対策	298
第14節	水防活動計画と二次災害の防止活動	298
第15節	避難計画	299
第16節	応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	309
第17節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	311
第18節	交通及び輸送対策計画	314
第19節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	319
第20節	災害広報、被災者相談計画	327
第21節	文教対策計画（教育関係機関）	329
第22節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	332
第23節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	334
第24節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	336
第25節	福祉サービスの提供計画	336
第26節	ボランティアの活動対策計画	338

第27節	外国人対策	341
第28節	帰宅困難者対策	341
第29節	義援物資、義援金対策計画	341
第30節	災害救助法の適用	342
第31節	行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬	345
第32節	廃棄物の処理計画	346
第33節	防疫計画	349
第34節	保健衛生計画	351
第35節	こころのケア対策	351
第36節	病虫害防除、動物の管理等計画	351
第37節	危険物等の保安計画	353
第38節	石油等の大量流出の防除対策計画	355
第39節	応急金融対策	356
第40節	孤立地域対策活動	357
第41節	生活再建対策	358
第42節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	358

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	359
第2節	被災者の生活再建等への支援	361
第3節	地域の経済復興の推進	366

■ 第4編 その他災害対策

第1章	総則	367
-----	----	-----

第2章 航空災害対策

第1節	災害予防対策計画	368
第2節	災害応急対策計画	371

第3章 林野火災対策

第1節	災害予防対策計画	381
第2節	災害応急対策計画	384
第3節	災害復旧計画	394

第4章 大規模火事災害対策

第1節	災害予防対策計画	395
第2節	災害応急対策計画	400
第3節	災害復旧・復興計画	411

第5章 鉄道災害対策

第1節	災害予防対策計画	412
第2節	災害応急対策計画	413
第3節	災害復旧計画	423

第6章 原子力災害対策

第1節	総則	424
第2節	災害予防対策	426
第3節	災害応急対策	428

■ 第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第42条の規定に基づき、神崎市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市(消防機関を含む)、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、神崎市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

1. 国(中央防災会議)の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画又は佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、神崎市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
3. 今後、防災基本計画、防災業務計画若しくは県地域防災計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。
4. 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、
 - ① 人命の保護が最大限図られる。
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、大規模地震後の水害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくこととし、「神崎市国土強靱化地域計画」によるものとする。

第3節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、次のとおり4編をもって構成する。

1. 第1編 総 則
2. 第2編 風水害対策
3. 第3編 震災対策
4. 第4編 その他災害対策

第1編総則に続き、第2編から第3編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第4編その他災害対策には、航空災害対策、林野火災対策、大規模火事災害対策及び鉄道災害対策及び原子力災害対策について特記すべき事項を記述している。

なお、各計画の詳細な要領や基礎資料などについては、別途「神崎市地域防災計画 資料編」として編纂する。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい条件下にあつて、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限度にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1. 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2. 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）（佐賀県地域防災計画から引用）

また、被災者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3. 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害普及・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

1. 計画の作成

(1) この計画を作成するにあたっては、平成18年3月に合併した「神崎市」に適應する計画づくりを行うため、旧神埼町、旧千代田町、旧脊振村の地域防災計画の内容を総合的に精査、統合し、

佐賀県地域防災計画を基盤として作成を行っている。

- (2) 平成25年度において、災害対策基本法の改正(平成25年6月)、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年6月)及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ平成26年6月に修正を行った。
- (3) 平成26年度において災害対策基本法の改正(平成26年12月)及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、平成27年6月に修正を行った。
- (4) 平成27年度において災害対策基本法の改正(平成27年7月、平成28年2月)を踏まえ、平成28年5月に修正を行った。
- (5) 平成29年度において平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震を踏まえた修正、国の防災基本計画の修正(平成28年5月)及び佐賀県地域防災計画の修正(平成29年3月)を踏まえた修正を、平成29年5月に行った。
- (6) 平成30年度において国の防災基本計画の修正(平成29年4月)及び佐賀県地域防災計画の修正(平成30年3月)を踏まえた修正を、平成30年5月に行った。
- (7) 令和元年8月の豪雨災害を踏まえた修正、国の防災基本計画の修正(令和元年5月)及び佐賀県地域防災計画の修正(令和2年8月)を踏まえた修正等を、令和2年8月に行った。
- (8) 令和3年度において災害対策基本法の改正(令和3年5月)、国の防災基本計画の修正(令和2年5月)及び佐賀県地域防災計画の修正(令和3年3月)を踏まえた修正を、令和3年5月に行った。
- (9) 令和4年度において令和3年8月の大雨災害を踏まえた修正、佐賀県地域防災計画の修正(令和4年3月)を踏まえた修正等を、令和4年9月に行った。
- (10) 令和5年度において、佐賀県地域防災計画の修正(令和5年3月)を踏まえた修正等を、令和5年7月に行った。
- (11) 令和6年度において、佐賀県地域防災計画の修正(令和6年3月)を踏まえた修正等を、令和6年12月に行った。

2. 計画の推進

市の関係部門はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り本計画等の趣旨を尊重し、特に、いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進にあたることとする。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自らの防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1. 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 消防本部

消防本部は、関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防御、被害の軽減のための防災活動を実施する。

3. 県

県は、災害が市の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市（消防機関を含む。）で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町（消防機関を含む。）間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市（消防機関を含む。）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

5. 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

7. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

神埼市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8. 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1. 市

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること (2) 防災関係機関との総合調整に関すること (3) 防災に関する調査、研究に関すること (4) 市土保全事業等に関すること (5) 防災に関する組織の整備に関すること (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (9) 市内の自主防災組織の育成充実に関すること (10) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (11) 災害時の広報に関すること (12) 避難の指示等に関すること (13) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (14) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援(収容を含む)に関すること (15) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること (16) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること (17) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (18) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること (19) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること (20) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (21) 他の市町との相互応援に関すること (22) 災害救助法に関すること (23) 災害時の文教対策に関すること (24) 災害復旧・復興の実施に関すること (25) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

2. 消防本部(佐賀中部広域連合佐賀広域消防局)

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する設備及び資機材の整備に関すること (3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (4) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (5) 消防活動に関すること (6) 被災者の救助、救急活動に関すること (7) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (8) 他の消防機関等との相互応援に関すること (9) 市の防災活動の援助に関すること (10) その他消防本部の所掌事務についての防災対策に関すること

3. 県(佐賀県、土木事務所、農林事務所等)

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること (3) 防災に関する調査、研究に関すること (4) 県土保全事業等に関すること (5) 防災に関する組織の整備に関すること (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (10) 災害時の広報に関すること (11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること (13) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (16) 要配慮者対策に関すること (17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること (18) 自衛隊の災害派遣に関すること (19) 他の都道府県との相互応援に関すること (20) 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関すること (21) 災害時の文教対策に関すること (22) 災害時の公安警備対策に関すること (23) 災害復旧・復興の実施に関すること (24) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

4. 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 九州管区警察局 (神埼警察署)	① 警察災害派遣隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ② 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ③ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ④ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ⑤ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ⑥ 災害時における警察通信の運用に関する事
(2) 九州総合通信局	① 非常通信体制の整備に関する事。 ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 ③ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事。 ④ 災害時における電気通信の確保に関する事。 ⑤ 非常通信の統制、管理に関する事。 ⑥ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
(3) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	① 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ② 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関する事 ③ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ④ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ⑤ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関する事
(4) 九州厚生局	① 災害状況の情報収集に関する事 ② 関係職員の現地派遣に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事
(5) 佐賀労働局	① 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関する事
(6) 九州農政局	① 国土保全事業(農地海岸保全事業、農地防災事業等)の推進に関する事 ② 農作物、農地農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関する事 ③ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資機材の円滑な供給に関する事 ④ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関する事 ⑤ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
	⑥ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急付等に関する事 ⑦ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関する事 ⑧ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関する事 ⑨ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関する事
(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	① 森林治山による災害防止に関する事 ② 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事 ③ 災害対策用木材(国有林)の払下げに関する事 ④ 林野火災対策に関する事
(8) 九州経済産業局	① 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 ② 災害時の物価安定対策に関する事 ③ 被災商工業者への支援に関する事
(9) 九州産業保安監督部	① 鉱山における災害の防止に関する事 ② 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する事 ③ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関する事
(10) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所) (筑後川河川事務所) (武雄河川事務所)	① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事 ③ 水防警報の発表及び伝達に関する事 ④ 水防活動の指導に関する事 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関する事 ⑦ 河川災害対策に関する事
(11) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	① 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関する事 ② 自動車運送事業者に対する運送命令等に関する事 ③ 運送等の安全確保に関する指導等に関する事 ④ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(12) 大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	① 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関するこ と ② 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ③ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(13) 国土地理院 九州地方測量部	① 地殻変動の監視に関すること ② 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること ③ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
(14) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災 情報の発表、伝達及び開設に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
(15) 第七管区海上保安 本部 (三池海上保安部)	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関するこ と ② 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ③ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(16) 九州地方環境事務 所	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関するこ と ② 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ③ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(17) 九州防衛局	① 災害時における防衛省(本省)との連絡調整 ② 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

5. 自衛隊

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関す ること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

6-1. 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	① 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 気象警報、津波警報の伝達に関する事 ③ 災害時における通信の確保に関する事
(2) 株式会社NTTドコモ九州（佐賀支店）	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 （福岡支店、佐賀事務所）	① 通貨の円滑な供給確保に関する事 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する事
(7) 日本赤十字社 （佐賀県支部）	① 災害時における医療救護の実施に関する事 ② 災害時における血液製剤の供給に関する事 ③ 義援金品の募集、配分に関する事 ④ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事
(8) 日本放送協会 （佐賀放送局）	① 市民に対する防災知識の普及に関する事 ② 気象（津波）予警報等の周知に関する事 ③ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関する事 ④ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する事
(9) 西日本高速道路株式会社（九州支社、佐賀高速道路事務所）	① 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する事
(10) 九州旅客鉄道株式会社	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事 ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
(11) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関する事 ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
(12) 日本通運株式会社 （佐賀支店）	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
(13) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）	① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害時における電力供給の確保に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(14) 日本郵便株式会社 (神埼郵便局)	① 災害時における郵便業務の確保に関すること ② 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

6-2. 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1)地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	① 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2)一般社団法人佐賀県LPガス協会 (LPガス事業者)	① LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3)公益社団法人佐賀県トラック協会	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4)一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(5) 株式会社エフエム佐賀	① 市民に対する防災知識の普及に関すること ② 気象(津波)予警報の周知に関すること ③ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関すること
(6) 株式会社サガテレビ	
(8) 長崎放送株式会社 (NBCラジオ佐賀局)	
(9) 佐賀シティビジョン株式会社 (ぶんぶんTV)	
(10)一般社団法人佐賀県医師会 (神埼市郡医師会)	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(11)公益社団法人佐賀県栄養士会	① 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(12)公益社団法人佐賀県看護協会	① 災害時における看護、保健指導に関すること
(13)一般社団法人佐賀県歯科医師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 身元確認に対する協力に関すること

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(12) 一般社団法人佐賀 県薬剤師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(13) 社会福祉法人神埼 市社会福祉協議会	① 災害ボランティアに関すること ② 生活福祉資金の貸付に関すること ③ 県、市が行う被災者状況調査の協力に関すること
(14) 一般社団法人佐賀 県建設業協会	① 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 神埼市区長会	① 災害時における市及び防災関係機関と住民の連絡調整
(2) 農業協同組合 (佐賀県農業協同組合) 農業共済組合 (三神地区農業共済組合) 森林組合 (神崎市森林組合) 漁業協同組合 (佐賀県漁業協同組合)	① 市、県が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること ② 罹災組合員等に対する融資対策に関すること
(3) 商工会 (神崎市商工会)	① 市、県が行う商工業関係の被害状況調査並びに融資希望者のとりまとめ及び斡旋についての協力に関すること ② 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること
(4) 電気通信事業者 (NTT西日本、NTTドコモ、 KDDI、ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社を除く)	① 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における通信の確保に関すること
(5) 国立大学法人 佐賀大学医学部附属 病院	① 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること
(6) 病院等医療施設の 管理者	

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(7) 社会福祉施設の 管理者	① 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(8) 水道事業者 (佐賀東部水道企業団)	① 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における給水の確保に関すること
(9) 危険物施設等の 管理者	① 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(10) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	① 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

8. 市民

と る べ き 措 置
(1) 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 (2) 地域における相互協力 (3) 要配慮者の安全確認、避難誘導 (4) 平常時における食品、飲料水、生活物資の備蓄 (5) その他、市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力

第3章 神埼市の概況

第1節 自然的環境

1. 位置・地勢

神埼市は、佐賀県の東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町及び三養基郡みやき町、北は脊振山地を隔てて福岡市、南は九州の大河、筑後川を挟んで福岡県久留米市、西は県都の佐賀市と隣接している。地形は、城原川、田手川及び嘉瀬川の源流部をなす脊振山を最高峰とする北部の山間地域と、同河川が潤す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別され、縦に細長い形を成している。

本市の面積は、125.13平方キロメートルであり、山林・原野などが約66%を占めており、田畑が28%、住宅は全体の5%強であり、緑豊かな環境が広がっている。



2. 気候状況

本市の気候は、比較的温和で16℃の線を中心とする西日本特有の気候地帯だが、冬季には山間部では路面凍結や積雪を見るなど、四季の変化がはっきりした地域である。

また、梅雨期及び秋の台風の時期には往々にして風水害による被害を受けている。

3. 気象災害発生の特徴

本市で発生する災害の多くは大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨害、干害、雷害、雪害などがある。

また、地形は、北は山麓部、南は平坦部、その中央部を城原川が貫流し南下しており、筑後川を経て有明海へと注いでいる。

この城原川は、しばしば排水不良に起因した氾濫が発生する状況にある。これは山地から平地に出し川床の傾斜が急変するところ、及び川幅が狭くなっているところ、或いは屈曲が多い場所などはいずれも堤防の決壊、溢水、氾濫の原因となっている。

また、河川の排水機能は有明海の潮位の関係上常時開放して自然排水をすることが不可能であるため、平坦部においても、各河川の排水機能不良に起因する洪水や浸水が発生し、常習的な災害を発生させている。

特に、市内を流れる城原川・田手川は天井川であり、更には市の南部を筑後川が流れているため、城原川・田手川に挟まれた地域においては、大雨に伴う堤防(野越し)からの越水や破堤による大規模な浸水被害が発生する可能性が高い。

また、南部を流れる筑後川は上流部での降雨や潮位の影響により水位が上昇し、千代田町東部地区において、筑後川への内水の排水が困難となり、内水氾濫の被害も発生する。

これらの災害は、その種類毎に発生しやすい時期があり、大雨のように暖候時期に発生しやすいものの、暴風雨のように夏から秋にかけて発生するものなど、気象災害が発生するような陰悪な気象状態が現れるとともに、これらに対応して災害を蒙りやすい環境の存在が条件となることは明らかであるが、近年においては、異常気象の発生や生活様式等の変化により、災害の発生する態様も変化している。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

1. 3町村合併による区域の拡大、生活様式の多様化
2. 建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
3. 公園、オープンスペースといった土地利用の状況
4. 高齢化、国際化に伴う高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加
5. ライフライン(電力、上・下水道、電話等)、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大